

# 「国民や地域と歩む中小企業」をめざして 京都中小企業家同友会の取り組み

内閣府 共助社会づくり懇談会

2014年10月30日

京都中小企業家同友会 事務局長 荻原靖



# 中小企業の現状と社会的位置づけ・評価

## 「中小企業憲章」

2010年6月18日閣議決定

「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」（冒頭の一文）

中小企業に関する政策・施策について政府の基本方針を示す。

## 中小企業基本法

（1963制定、1999抜本改正）

「中小企業については、（中略）我が国の経済の基盤を形成しているものであり、（中略）独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない」

（新法、第3条・基本理念より）

## 中小企業憲章

平成22年6月閣議決定

### 中小企業憲章

平成22年6月18日閣議決定

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難關に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑戦、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活性化し、同時にアジアなどの新興国の成長も取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を創出し、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

-1-

### 1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、くらしに誇りを感じる。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を醸成し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と国民生活に貢献し、伝統技術や文化の継承・継承・継承を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいえる存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。

この中で、大企業に置き置き風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の激化は、即ち大企業への競争を激化し、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の途となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難關の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を凝らすことにより高成長を遂げなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

-2-

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		うち小規模企業者
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業 その他の業種(②～④を除く)*	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業*	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

\*下記業種については、中小企業関連立法における政令に基づき、以下のとおり定めている。

#### 【中小企業者】

##### ①製造業

・ゴム製品製造業：資本金3億円以下又は常時雇用する従業員900人以下

##### ③サービス業

・ソフトウェア業・情報処理サービス業：資本金3億円以下又は常時雇用する従業員300人以下

・旅館業：資本金5千万円以下又は常時雇用する従業員200人以下

#### 【小規模企業者】

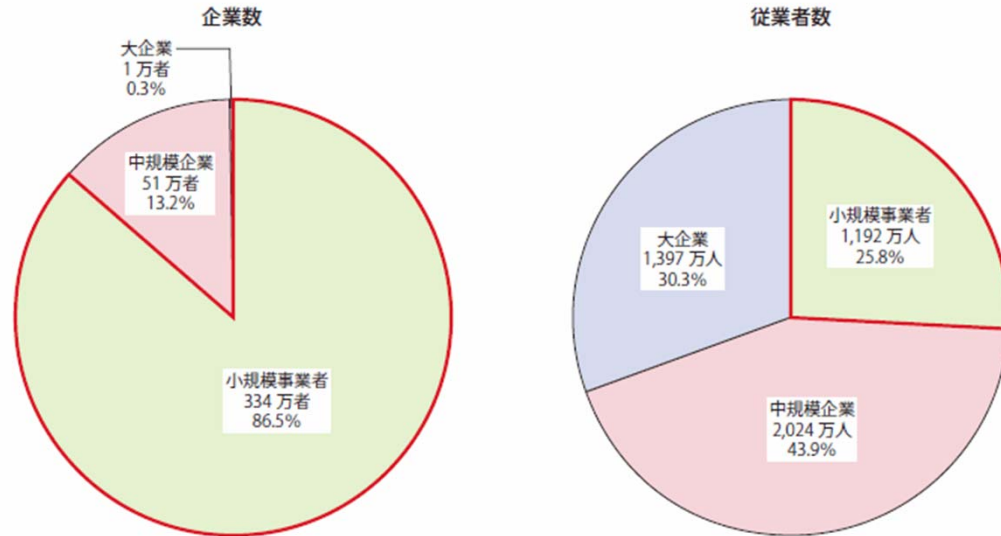
##### ③サービス業

・宿泊業・娯楽業：常時雇用する従業員20人以下



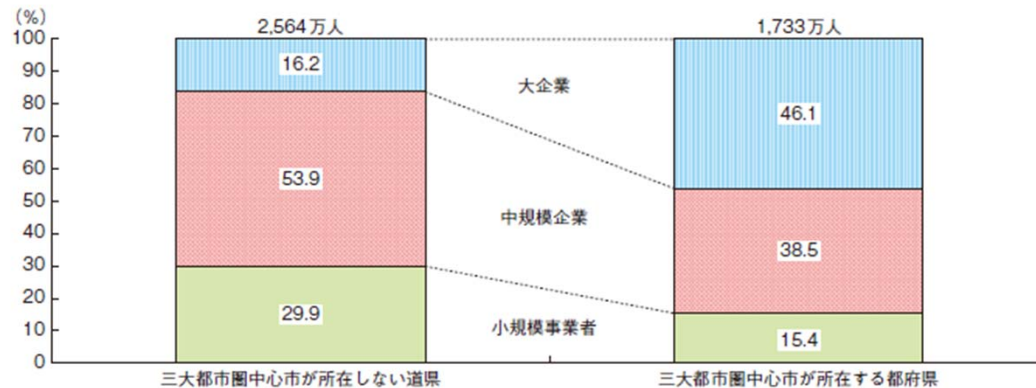
京都中小企業家同友会

中小企業は  
 企業数では全国で99.7%  
 (約385万社)  
 従業者総数は69.7%  
 (約3216万人)  
 製造業の出荷額：49.1%  
 付加価値額：51.8%  
 卸売業の販売額：64.6%  
 小売業の販売額：67.6%



資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工

グローバル経済の下、国内では地域社会・経済の疲弊が問題となっている  
 中小企業が地域に根ざして事業を継続・発展させることが、雇用を守り、それら諸課題の改善に役割を果たすことにつながる



資料：総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」再編加工

(注) 1. ここでは三大都市圏を、関東大都市圏、中京大都市圏、京阪神大都市圏とし、三大都市圏中心市が所在する都府県を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県としている。  
 2. 常用雇用者・従業者の数は、本社の所在する都道府県に計上している。

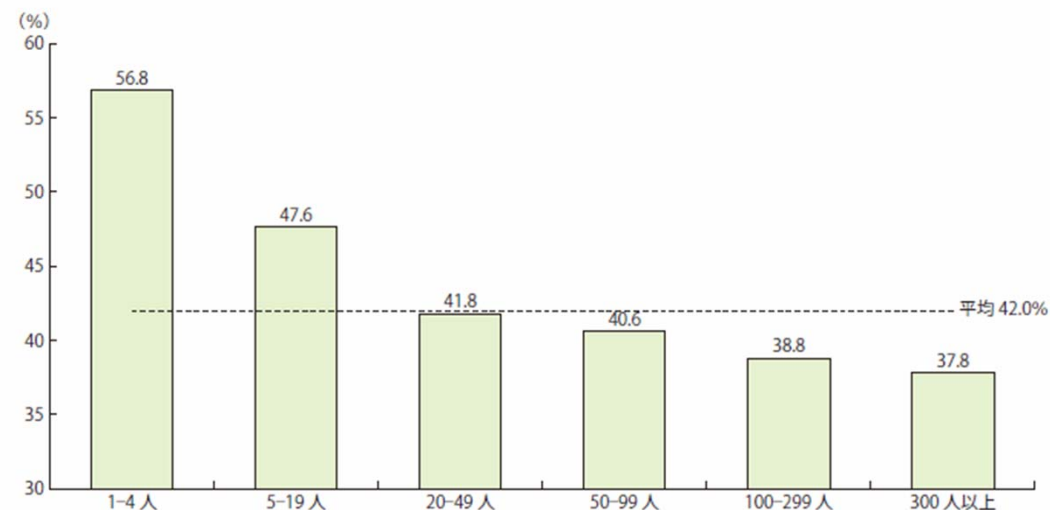
中小企業は  
女性が能力発揮できる  
環境にある①

従業員規模別の女性雇用  
割合（上図）

従業者規模別の管理的職  
業従事者に占める女性の  
割合（下図）

ともに、中小企業が高い  
傾向にある

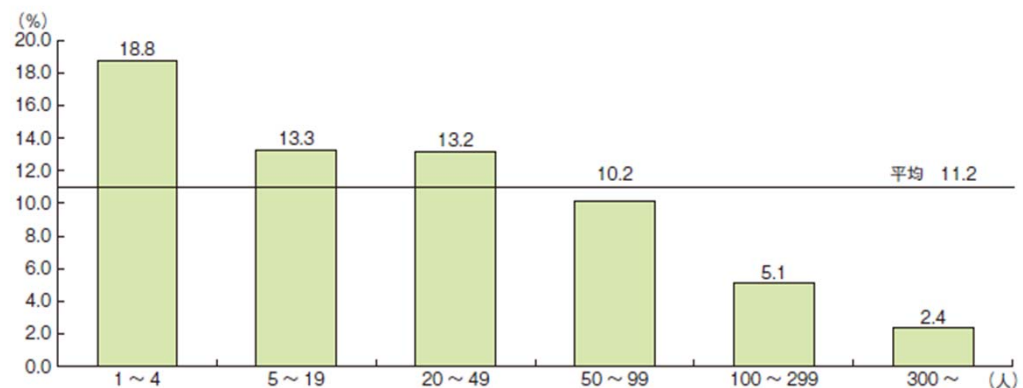
第3-1-11図 従業員規模別の女性雇用者割合 中小企業白書2014年版より



資料：総務省「平成24年就業構造基本調査」

- (注) 1. ここでいう「雇用者」とは、会社員、個人商店の従業員等、会社、個人、個人商店に雇われている者のうち、官公庁、その他の団体・法人に雇われている者、会社などの役員を除いた者をいう。  
2. 図中の破線は、全規模の平均値（42.0%）。

第1-1-36図 従業者規模別の管理的職業従事者に占める女性の割合 中小企業白書2013年版より



資料：総務省「平成19年就業構造基本調査」

- (注) ここでいう管理的職業従事者とは、事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制等、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事する者をいう（官公庁、その他法人・団体に勤めている者は含まれていない）。

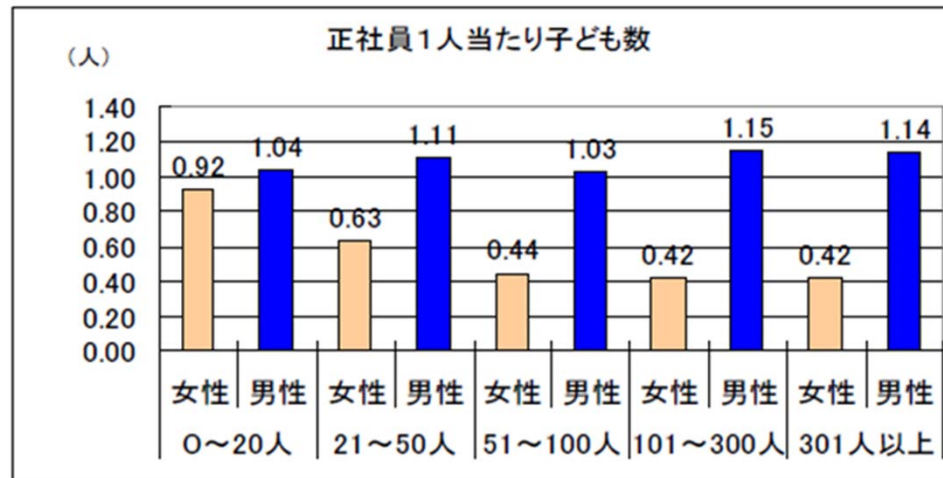


中小企業は  
女性が能力発揮できる  
環境にある②

正社員一人あたりの子ども  
の人数（上図）

中小企業が高い傾向にある

従業員規模別に見た正社員1人当たり子ども数



(注) 「Yahoo!リサーチモニター」から抽出し、4,915人が回答。  
 (資料) 榊富士通総研「中小企業の両立支援に関する企業調査」(「中小企業白書」(平成18年)に掲載)  
 「両立支援・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進が企業等に与える影響に関する報告書」より

中小企業は  
障害者の雇用に積極的である  
(下図)

### 障害者雇用における中小企業の役割

#### 中小企業における法定雇用率達成企業割合

中小企業	56～99人	45.2%
	100～299人	43.6%
大企業	300～499人	40.2%
	500～999人	38.7%
	1,000人以上	36.9%

出典:「中小企業における障害者の雇用の促進に関する研究会」報告書  
 (中小企業における障害者の雇用の促進に関する研究会、2007年8月)

# 中小企業家同友会とは (歴史・理念・組織)

**中小企業家同友会全国協議会** [略称・中同協]  
 ◇47都道府県の中小企業家同友会の協議体  
 ◇創立：1957年4月 日本中小企業家同友会  
 (現東京中小企業家同友会)として東京で創立  
 ◇1969年11月 全国協議会設立  
 ◇会長：鋤柄 修 (株)エステム 会長  
 ◇幹事長：広浜 泰久 (株)ヒロハマ 会長  
 ◇間会員数：47都道府県 43,571人  
 (中小企業経営者、2014年10月1日現在)  
 ◇平均従業員規模：約30人  
 ◇平均資本金規模：約1,500万円

**京都中小企業家同友会**  
 ◇創立：1970年8月 会員18人で発足  
 ◇代表理事：岩島 伸二 京都エレベータ(株) 相談役  
 代表理事：野田 勝広 (株)野田屋 代表取締役  
 ◇会員数：1,588人 (2014年10月1日現在)  
 ◇理事：47人  
 ◇事務局：10人



理  
念

<同友会の3つの目的>

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。（良い会社をつくろう）
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。（良い経営者になろう）
- ③同友会は、他の中小企業団体とも連携して、中小企業をとりまく社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。（良い経営環境をつくろう）

「自主・民主・連帯の精神」（詳細は中同協サイト <http://www.doyu.jp/org/idea/> 掲載）

「国民や地域とともに歩む中小企業」（詳細は中同協サイト <http://www.doyu.jp/org/idea/> 掲載）

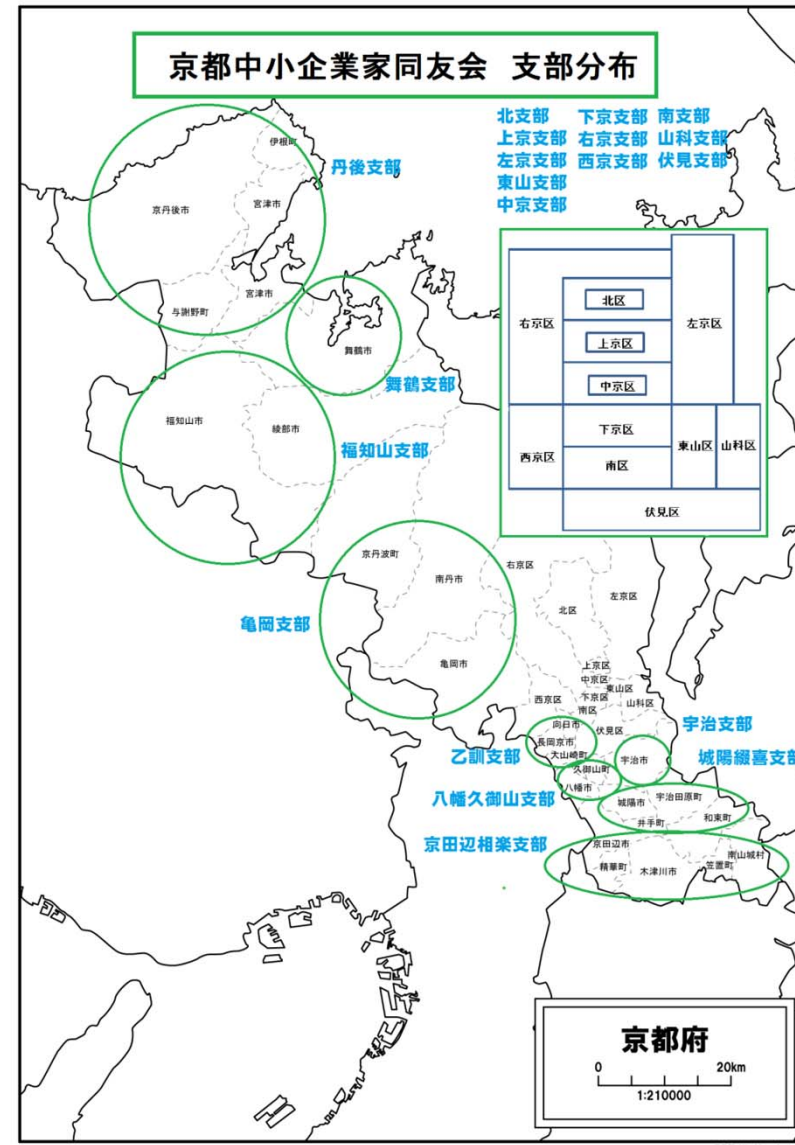
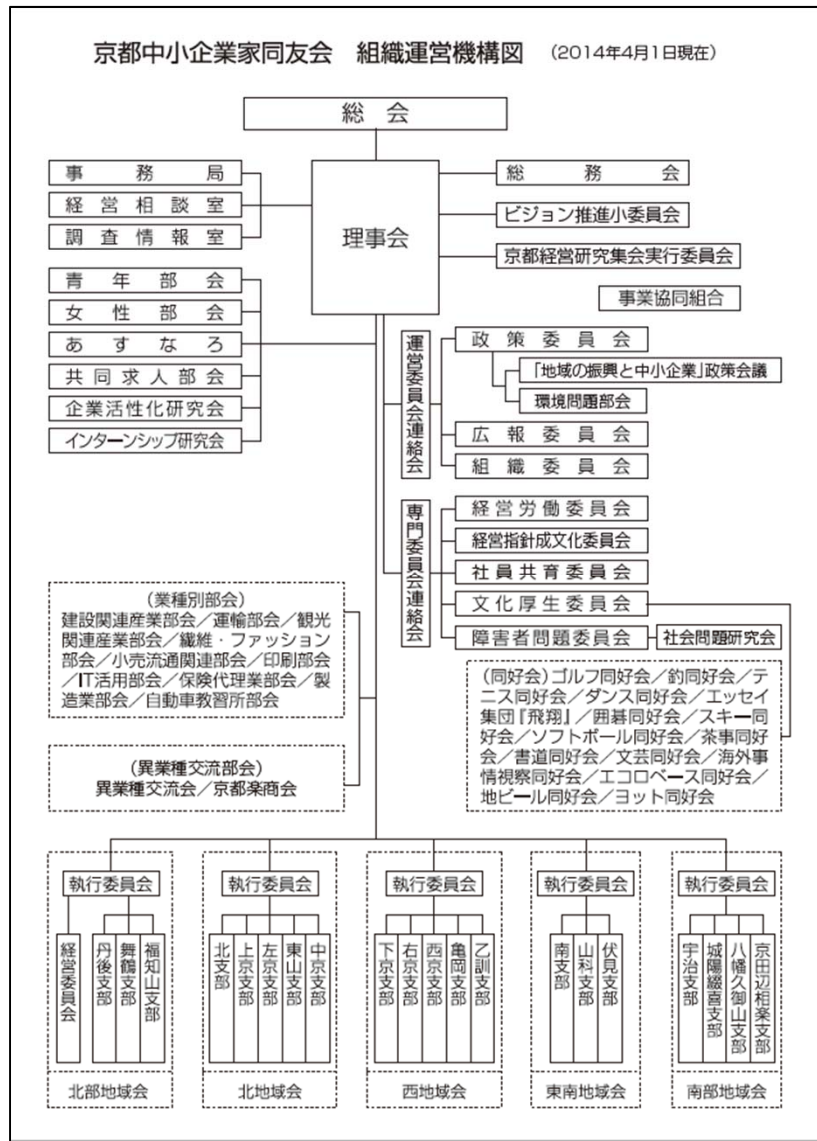
性  
格

<同友会の性格>

- ・同友会は任意団体であり、中小企業家が自主的に参加し、手づくりの運営を心がけ、中小企業家のあらゆる要望に応じて活動するという特色があります。
- ・同友会は、考え方や、社会的立場、業種、企業規模にとらわれず、大いに見聞をひろめ、企業の繁栄をめざそうとする中小企業家であれば誰でも入会できます。
- ・会の財政は入会金、会費を中心とした会員からの収入で成立っています。
- ・政治にたいする同友会の姿勢は、会の目的を達成するために、どの政党ともわけへだてなく接触しますが、会としては特定の政党と特別の関係をもたないようにします。会員個人の思想・信条の自由は当然のこととして保障されています。



中小企業家同友会とは（歴史・理念・組織） ③

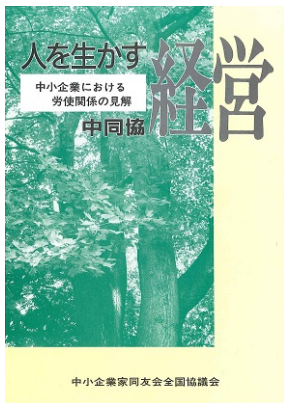




# 「人を生かす経営」で企業の社会性発揮を

## 『中小企業における労使関係の見解』（1975年 中小企業家同友会全国協議会）

1. 経営姿勢の確立～「いかに環境が厳しくとも、時代の変化に対応して、経営を維持・発展させる責任」
2. 経営指針（理念・方針・計画）の成文化と全社実践に取り組む
3. 社員を最も信頼できるパートナーと考え、共に育ち合う人間関係をもつ



### 我々、企業市民 23

#### 京都中小企業家同友会の場合

今回は、右京区大団五条下町の「京都府中小企業家同友会」に、「京都府中小企業家同友会」を訪問して、同会の副代表理事の辻井善子さん、常務理事委員長の加藤大一成さん、事務局長の田村泰士さんのお三方に、「人を生かす経営」実現への取組などについてお話を伺いました。

写真左から、加藤大一成さん、辻井善子さん、田村泰士さん

## 「人を生かす経営」を実現し、地域を活かし、愛される企業に

Q 会の概要についてお聞かせください。

「中小企業家同友会」は、1957年に東京で「日本中小企業家同友会」（現・東京中小企業家同友会）として創設されました。50年を経過した今では、47都道府県に41,000名を超える中小企業経営者が、全国共通の同友会理念のもとに、お互いの体験や知識、情報などの交流を通じ、企業経営の発展と地域社会の活性化を目指して取り組んでいます。京都府中小企業家同友会は、1970年に18名の有志によって設立され、現在、市場に約1,000名、府下全域では約1,500名の会員がおり、この2月に経営声明「今こそ『人を生かす経営』を実践し、地域の雇用を守る！」を公表し、従業員と力を合わせて経営と地域社会を守り抜くべく、取り組んでいるところです。

Q 全国共通の理念についてお聞かせください。

わたしたちの理念は、「三つの目的」「自主・民主・連帯の精神」「国民や地域と共に歩む小企業」の三項目です。最初の「三つの目的」とは、「よい会社を作ろう」「すぐれた経営者になろう」「経営環境を改善しよう」という、当り前でのシリアルなものです。二つ目の、「自主・民主・連帯の精神」ですが、「自主」とは、他からの干渉や支配を受けず、入退会や行

事への参加も各自の自主性を重んじるということですが、「民主」とは、会の運営は会員の要求や意見に基づき、ボクをつくらず、会は平等であるという精神から、誰いれ認め合いお互いを大切にするという意味を持ちます。「連帯」は、会員同士が得意で困る合い相互の信頼関係を築き、手を取り合ひながら、外へ向けた発展を進めることを目指しています。

三つ目は、企業活動は国民や地域社会のためになつてこそ成り立つということです。中小企業というのは地域にその根拠を持っており、地域と共にあるものなわけです。

50年前に発想されたこの先道内がコミュニケーションの理念のもと、村余田社がありながらも、従業員と共に育つパートナーとして位置づけ、各々の経営指針のもと、一丸となって会社や地域づくりに貢献することが重要であるという姿勢で、活発に活動してきています。

Q 経営指針の持つ意味はどのようなものとお考えですか。

中小企業の経営者にとって何が大切なことかといえは、自社の経営指針（理念）を成文化することです。成文化することによって考えが深まり、示すことで会社に共有され、実行につながっていくからです。最終目標は、障害のある方がその能力に応じて働くなど地域社会の一員として認められ、委員会がなくなることです。

会を持って、読者の著作を参照しますが、これは経営者が一人よがりになることなく、学び、気づき、状況に応じて変わっていくか否かはわからないと考えるからです。京都では「人を生かす経営」実践現場という場を通じて会員が互いに学び合ひながら、グループ討論を重ねて、高め合っています。私たちがこれを「学」しと、各自の企業経営を「実践」と呼び、この二つが不可離の一体物にある、より良い指針が生まれると考えています。「人を生かす経営」という私たちの指針がありますが、「何のために生きているのか」という問いから始まります。経営者にとっては「生きる＝経営する＝生かす」だからです。

会活動の最大の特色は少数決に分かれてのグループ制にあると思います。それも、百選から入るのではなく、疑問を投げかけ合い、応え合って進むので、纏っているものははかれることもしばしばです。こうした中で、気づく能力が磨かれていくようです。

優れた経営者になるとは、その責任・自覚のちとに、かかわるすべての人を幸せにする責任を持つことだと思います。こうした気づきから、状況に応じた経営指針をつくり、社内に示し、全員が持つ能力を十分に発揮して一丸となって取り組んでこそ会社と地域の発展につながっていくのだと感じます。

Q 専門委員会の一つに「障害者問題委員会」を設けておられますが、具体的にお聞かせください。

「国際障害者年」（1981年）に全国研究会で障害者問題に対する声明を出し、全国規模での取組を経て、京都では94年に「障害者問題委員会」を設立しました。その翌年から、会の機関誌『西京』に「中小企業と障害者問題」をシリーズ記事として掲載し、障害者雇用にかかわる諸問題や、会社・家族・地域社会が持つ課題とその改善点について学び合う機会とともに、本会の障害者問題に取り組む視点とその活動などを取り上げ紹介、24年を迎えました。

「障害者問題委員会」は、「障害者を取りまく諸問題について考える会」ということであり、障害者問題のエキスパートをつくるということではありません。最終目標は、障害のある方がその能力に応じて働くなど地域社会の一員として認められ、委員会がなくなることです。

私たちは、一人一人に応じて、どのような雇用形態がいいのか、障害のある方にとって何が幸せなのかを常に観察しています。毎月1回午後6時半から行う勉強会には、会員以外の方も多く集われ、様々なことを語り合っています。地域から、障害のある御家族の相談を受け、会員企業が実際の現場を訪問し、就業につながっていく場合もあります。いろいろな場面で交流が、課題が見え、解決への道が見え、また新たな課題が見え、……繰り返しながらも少しずつ前進しているように思っています。このようなことから、京都府の障害者就業支援に関する会議などの委員にもお声がかったのではないのでしょうか。

Q 「障害のある方」と「企業経営」と「人間の尊厳」とのつながりについて、お聞かせください。



障害のある方は、ある意味で、私たちの社会が生み出したと言えます。ハンディキャップとは、障害のある方が社会に参画しようとしたときに「障壁」になるものことです。障害のある方が持っているものではないのです。彼らが働きたいように手助けしていくことが、地域社会の発展であり、求められていることだと考えます。私は、障害のある方の働く機会を確保していますが、別の側面のある方の中には、理念という言葉を理解できない方もいます。自社の「指針」をわかってもらうため、「わたしたちの考えること」というタイトルになったりします。あわせて、従業員と保護者も作成します。これも、「互いを認め合いお互いを大切にする」という理念の反映ではないでしょうか。

そのとせに一大切なのは、「目録の見える関係」を持つことであると思います。この目録の見える関係は、障害のある方や保護者、新入社員など様々な個性や価値観の人間が、会社と共に成長していくことが、会社の持続的発展にも地域を活性化していくことにつながります。人との関係が近い、経営陣がならぬ「人」とある中小企業だからこそできることだと考えています。

非常に厳しい時代ですが、このように「人を生かす経営」を徹底、何事にも「にげない、やめない、あきらめない」で向き合っていくべきではないでしょうか。

本日貴重なお話をありがとうございました。

京都市企業向け人権問題情報誌『BASIC』2009年9月発行号

# 京都中小企業家同友会における NPOとの連携

## 問題意識の発現

2002年

京都市で開催された経済産業省による「コミュニティビジネス」を支援する趣旨の施策説明会に参加し、「中小企業飛ばし」ではないかと疑問をもつ。  
地域に根ざし、経済のみならず社会的に様々な分野を担う中小企業（経営者・従業員）が持続可能な経営環境を整備し、その社会性を発揮するよう方向付けるべきである。

2002年12月

京都中小企業家同友会

『コミュニティ・ビジネス』と企業経営、経営戦略を考える研修・交流会」を開催。

協力：(財)京都市景観・まちづくりセンター、京都市産業観光局、京都高度技術研究所

報告：「地域・コミュニティを活かしたビジネスモデルの事例と今後の課題」

コミュニティビジネス創出・活用調査担当者より

討論：「企業は地域をどうとらえて経営戦略に組み込むか」

中小企業経営者には、コミュニティビジネスという言葉は認知されていない。

「中小企業経営者が地域を様々な角度から見て、自社の市場として認識しなければ、事業展開の機会をCBに奪われてしまうのではないか」

## 伏線

「京都三条ラジオカフェ」開局（2003年3月31日）を控え京都中小企業家同友会に出資の依頼

2009年8月、深尾昌峰氏が京都中小企業家同友会に入会（きょうとNPOセンター）



2012年

きょうとNPOセンター 連続セミナー「**企業の変化と市民社会**」で報告

【第1回】「京都と伝統と企業」 畑正高さん（株式会社松栄堂 代表取締役）

【第2回】「**中小企業が社会を変える**」 荻原靖（京都中小企業家同友会 事務局長）

【第3回】「ポストCSR」 大室悦賀さん（京都産業大学経営学部 准教授）

【第4回】「コミュニティバンクの思想と地域社会」 榎田隆之さん（京都信用金庫 専務理事）

《感想》

- 経営者のあり方はNPOの規模によっては中小企業家同友会に参加している企業と変わらない と思いました。悩んでいるところ、たとえば労使関係パートナーであるということなど。
- 「運動」という言葉が広がった。企業、中小企業の視点での社会への働きかけはNPOと同じと感じた。また中小企業の運動の歴史を感じた。
- 理念と運動のあり方が現在の運動とつながっていくことが理解できた。
- 中小企業の理念とNPOの理念は「地域社会に貢献する」というところでは一致するんだなというのをあらためて感じました。NPOも中小企業も「そこだからこそ」の強みをもっと活かせる仕組みをつくれたらいいんだろうなと思いました。

《事業のヒント》

- 被災地の課題を解決するための話し合いの場を行政主導ではない場作りを考えています。流行りの「円卓会議」という言葉ではありますが、企業目線あるいはNPO目線、地域コミュニティ目線で一緒に考えて、解決をするという動きをつくるのに参考になりました。
- 「地域づくり」のテーマでテーブルを持ちたい。

《企業との連携の課題》

- NPOが素性を明らかにする、企業のことをよく知ること、両者が互いを良く分かり合っていないと一緒に課題を解決することは難しいと思います。
- 企業サイドの考え方として、やはり「メリット」というのを感じられないと、なかなか「連携」「協働」という動きにならないなかで、どうその「メリット」を生み出せるか、伝えられるか。一緒に考えるプロセスを踏むことが大事なのかなと感じました。



## 中小企業とNPOによる事業創出型勉強会「未来塾」

2012年9月、きょうとNPOセンターから京都中小企業家同友会に「企業とNPOのマッチング支援事業」への協力依頼。機関決定を経て、中小企業9社とNPO等8団体がともに事業案を考える事業創出型勉強会「未来塾」（全7回）を開催。

あらかじめ設定されたテーマについて企業とNPOが共に考えることで、互いから学び、相互の理解を深めることを主な目的とした。検討した事業の一部は、具体化にむけてひきつづき検討されている。

### ①子育て期の女性の働き方を支える仕組みづくり

人口減少のなか、働き手として特に子育て期の女性を活かすにはどうすればいいか。子育て期の女性が、仕事に復帰する前後にどんなサポートの仕組みがあればいいかを検討した。

### ②企業の資源を社会にシェアする

企業が持っている様々な資源のうち、特に人材育成のノウハウを活かし、京都の中小企業とNPOならではの障害者雇用促進モデルを検討した。また、「中小企業がその地域に存在していること」自体を資源と考え、NPOと連携したまちづくり、活性化のプランも検討された。

### ③余剰農産物の活用で「もったいない」を減らす

一般的に「規格外」とされる農産物や、生産から消費の過程においてやむなく廃棄されるものがある。それらを上手く活用することで食品の「もったいない」を減らす新商品や新サービスの構築を検討した。



### 中小企業とNPOによる事業創出型勉強会「未来塾」(続き)

#### ● 参加企業の声

- ・ 企業とNPOの違いは当然あるが、同じ課題について一緒に考えることで、かけ算のように新しいことが生まれる可能性を感じた。
- ・ 会社の中だけでは広がりにくい話も、NPOという異分野と話すことで新しい視点や人脈ができた。社員にもこういう場への参加の機会をつくりたいと思った。
- ・ 企業は自社の利益だけを考えるのではなく、地域に対する仕事もしていかなければ存在を認めてもらえない。生活者としての視線をもっているNPOとの出会いは刺激にもなり、中小企業にも必要なものだと感じた。

#### ● 参加NPOの声

- ・ NPOも、組織として事業を続けていくことはとても大切。企業との対話で「経営」について知り、考える機会になった。
- ・ NPO仲間とだけ話しては分からない視点を得たり、自分の団体がこれまでやってきたことを客観的にみる機会にもなった。
- ・ 「企業」「NPO」という「枠」の名前に構えて、距離を感じていた。しかし、一緒に話し考えることで、社会に対する問題意識など共通する部分もあることがわかった。

#### ● 「未来塾」参加企業・NPO

【企業】 株式会社アグティ / 株式会社大槻シール印刷 / こと京都株式会社 / 有限会社思風都 / 大成印刷紙業株式会社 / 有限会社ノトス / 有限会社ノビッタ / 株式会社ヒューマンサポートサービス / 京都中小企業家同友会

【NPO/団体】 NPO法人アクセス-共生社会をめざす地球市民の会 / NPO法人! - style / NPO法人亀岡子育てネットワーク / NPO法人地域環境デザイン研究所ecotone / 一般財団法人ダイバーシティ研究所 / みずのき美術館(社会福祉法人松花苑) / 龍谷大学地域公共人材・政策開発リサーチセンター / NPO法人きょうとNPOセンター



## シンポジウム「中小企業×NPO＝地域と社会に役立つ新しいビジネス」

【開催日時】2013年3月15日（金）13：00～16：30

【場 所】コープイン京都（京都市中京区）

【参加人数】40人（企業：14、NPO：23、その他：3）

### ①対 談

#### 「中小企業×NPOで何がかわるのか／パートナーとしての期待と課題」

（語り手）荻原 靖 （京都中小企業家同友会 事務局長）

（聞き手）深尾昌峰さん（公益財団法人京都地域創造基金理事長／  
きょうとNPOセンター常務理事）

### ②パネルディスカッション

#### 「社会課題に取り組むってこういうことだったんだ！」

地域や社会の課題解決の事業を考える「未来塾」の取り組みを経て、中小企業とNPOが一緒にできることの可能性や面白さを「未来塾」メンバーが伝えました。

（パネリスト）

大坂 歩さん（大成紙業印刷株式会社 代表取締役）

太田 航平さん（NPO法人地域環境デザイン研究所ecotone代表理事）

齊藤 徹さん（株式会社アグティ 取締役）

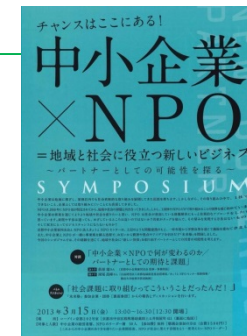
（コーディネーター）

櫻井 あかねさん

（龍谷大学 地域公共人材・政策開発リサーチセンター リサーチアシスタント）

### ③事業づくり体験

参加者が企業とNPO混合のグループに分かれ、「このグループのメンバーで、連続するラジオ番組をつくるとしたら、どんな内容にするか」というテーマで、グループワークを行いました。実は「番組＝事業」で、メンバーの持っている資源や特性を活かしながら、継続する事業をどのようにつくるか、という事業作りの体験ワークでした。立場が違っても同じ目的に向かって話し合い成果の共有が可能であることを体験しました。

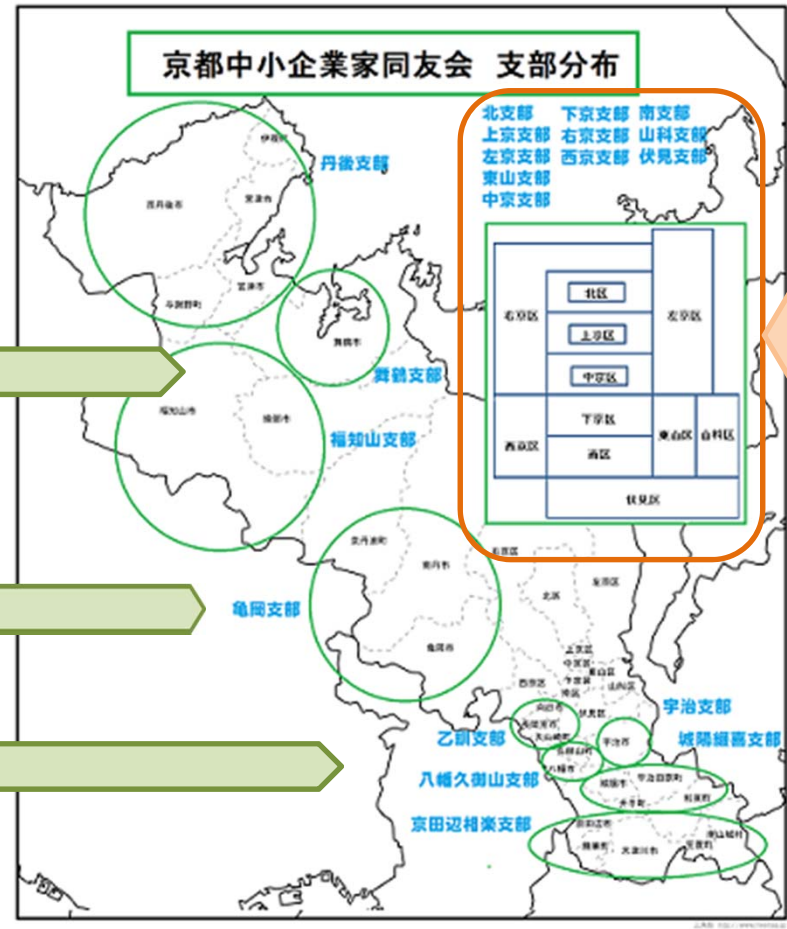


# 「国民や地域と歩む中小企業」を目指して

支部が対応する自治体・地域の行政や諸団体との交流・連携促進に取り組む

府北部地域・南丹地域・南山城地域の各支部では、対応する自治体や府広域振興局との窓口が開かれている。

産業振興策や地域課題を共通認識にして、解決策などをともに考え、具体的な取り組みをすすめていく。



京都市域では、11区に対応する11支部が、区役所と窓口を開くことを方針としている。

区の「基本計画」や施策を学び、地域での中小企業の役割を考え、ともに取り組みをすすめていく。

「国民や地域と歩む中小企業」を目指して ②  
 支部が対応する自治体・地域の行政や諸団体との交流・連携促進に取り組む

防災と中小企業



伏見区防災訓練に参加 2013年12月

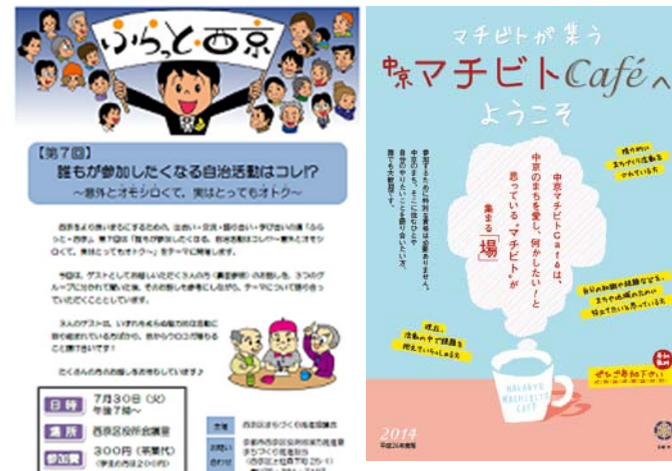
地域を考える



中京支部例会 総務・防災担当課長を講師に招き  
 まちづくりを共に考える 2013年11月



伏見支部例会 区長・区社会福祉協議会のパネルディスカッション  
 2013年12月



区ごとに開催される地域を考える集いにも参加



「国民や地域と歩む中小企業」を目指して ③  
 支部が対応する自治体・地域の行政や諸団体との交流・連携促進に取り組む



右京区では、「ものづくりのまち・右京」の次世代の担い手を育成することを目的に、京都中小企業家同友会右京支部の協力により、現場で学ぶ！「右京ものづくり塾」を平成26年度から開始しました。(写真は右京区のHPより)



大学教員との連携 学生が企業を取材し映像を交えて報告。経営者と働くことと生き方をグループディスカッションする

人材育成

地域活性化



右京支部 右京区まちづくり支援事業で「高尾マウンテンマラソン大会」企画運営に携わる 2014年

左京支部 左京区の人づくり21世紀委員会に継続的に参加し小中学校で「仕事」などについて語り合う



子どもたちの今と未来のために、できることから始めませんか。

京都はくくみ憲章

子どもたちや若者も社会の未来を担うために、行政や民間の力を結集して「子どもたちも自分たちで活躍できる社会（未来）を創出しよう」と、この憲章の理念が掲げられています。月々のあゆみ報告は「子どもたちと共に育む」をテーマに、当支部で学んだ子どもたちの「実践」を通して、市民生活に貢献することを目的としています。

京都はくくみ憲章 平成26年度活動指針 4つの活動指針

- ☆児童虐待から子どもの命を守ります！
- ☆いじめから子どもの命を守ります！
- ☆ソーシャルメディアの利用に潜む危険性から子どもを守ります！
- ☆「親支援プログラム」や子育てサロンに積極的に参加します！

<京都はくくみ憲章 行動理念>

のべくくみ憲章

1. 子どもの権利を守り、安全な社会を築きます。
1. 子どもの権利を守り、安全な社会を築きます。
1. 子どもの権利を守り、安全な社会を築きます。
1. 子どもの権利を守り、安全な社会を築きます。
1. 子どもの権利を守り、安全な社会を築きます。

京都市

「国民や地域と歩む中小企業」を目指して ④  
 支部が対応する自治体・地域の行政や諸団体との交流・連携促進に取り組む

児童養護施設の生徒の就労支援



社会問題研究会 NHK京都ニュース 2014年10月21日

夢が持てる若者を  
 ひどりでもふたりでも！  
 日時：2014年10月15日(水曜日) 午後2～4時  
 会場：キョトウカレッジ（京都府立総合福祉センター）  
 主催：社会問題研究会（京都府立総合福祉センター）



京都中小企業家同友会

2014年（平成26年）5月5日  
 中小企業家しんぶん



就労体験実習の報告会

いついたので

京都同友会では二年前より障害者問題委員会内に社会問題研究会を設置し「児童養護施設の子どものための就労に向けた適職探索支援」を行っています。私は京都府内で貧衣袋と

児童養護施設の生徒の就労支援を

京都同友会障害者問題副委員長・社会問題研究会代表  
 前川 順（ジュンブライダル代表取締役）

児童養護施設は全国に約六百施設あり、さまざまな事情で親や親族と暮らせない十八歳までの四万人弱の子どものうち、将来に不安を抱えている施設で暮らしている子どもは、昨年の死亡のみならず、今は育児放棄や虐待も多い。子どもたちは十八歳になると、行政の保護からの自立が必要ですが、「自立ありき」の焦った就職は早期離職を招きます。一般家庭なら衣食住は保証されていますが、彼らは離職イコールすべてを失うこととなります。同友会では早期離職を防止するために中高生を対象に職業観を養う「就労体験実習」を春夏休暇に実施しています。京都府立大学の津崎哲雄教授（児童養護学）もこの運動に共感され、昨年十月「第一回社会的共同親プロジェクト」を開催するに至りました（現在は二施設が実習に参加）。彼らが実習で得たものは職業観だけではなく、むしろそれ以上に子どもたちにとって施設の職員以外にも自分たちを支えようとしてくれる「信頼できる」大人がいると知ったことが大きな収穫であったということです。私も実習を受け入れましたが、彼らと仕事の話や人生の話ができたことは大きな喜びでした。また、施設の卒園の集いに招かれた会員は感動の涙で巣立ちを見送ったことも加筆させていただきます。

紙面に制約があり詳細を記すことはできません。第一回社会的共同親プロジェクト」の報告集が発行されています。ご希望の方は京都同友会事務局（〇七五一三四一五三二二）までお知りください。送付させていただきます。各地でこの運動を広げる連鎖を断ち切るサポートができればと思います。

# 理念を明確にした自助努力での連携を

## 「中小企業・地域振興基本条例」の制定を目指して

- ◇地方自治体が地域の中小企業を重視し、その振興を自治体行政の柱とすることを明確にする。行政が本来担うべき社会的環境と制度の維持・改善は投げ出さずに、その役割を発揮すること
- ◇この条例制定の目的は、地域の行政や中小企業関係者、住民などが中小企業振興と地域振興の共通認識を持ち、為政者や行政職員が変わっても振興策が継続的に実施されることにある
- ◇京都府内の基礎自治体では、2012年「与謝野町中小企業振興基本条例」、2013年「京丹後市商工業総合振興条例」が制定された。とくに、与謝野町の条例は「自助」「共助」「公助」「商助」の観点が取り入れられ、あらゆる分野の関係者が地域振興を促進するとしている
- ◇2014年10月3日現在、31道府県、123市区町（95市17区11町）で制定されている（中小企業家同友会全国協議会調べ）

## 「中小企業憲章」の精神で、各分野・各層の皆さんとの連携を

- ◇基本理念を一致させ、同じ課題に取り組む意思をもつことで、新しい展開の可能性が見える
- ◇社会を変えるのは、「気づいた」「一市民」である。「気づいた」者は、そのことを広める（運動として取り組む）ことによって、その使命を全うすることができる
- ◇上記を前提とすることで、社会の土台を支える生活者として、「企業市民」として、主体者である中小企業家は連携先を選ばない

## 人が人として生きることができる社会づくりを共通の目的として